

(平成26年3月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

中国（広島）国民年金 事案 1495

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで

私は、昭和53年1月に国民年金に加入してから平成2年4月に夫が経営する事業所において厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を納付していたが、申立期間の3か月だけ納付していないはずがなく、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く昭和53年1月から平成2年3月までの国民年金の加入期間について、国民年金保険料を全て納付しており、申立人の夫も、昭和56年8月から平成2年3月までの国民年金の加入期間について、保険料を全て納付していることから、申立人及びその夫の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間の国民年金保険料についても納付していたものと考えることが自然であり、ほかに、申立人が申立期間の保険料を納付できない特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

中国（山口）国民年金 事案 1496

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 51 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 46 年 4 月から、国民年金保険料を A 金融機関において納付していたにもかかわらず、申立期間①及び②（以下「申立期間」という。）の保険料が未納とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は計 6 か月と短期間である上、申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し及び国民年金手帳に記載された同手帳の発行年月日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 46 年度以降、申立人が 60 歳になるまでの 443 月のうち、申立期間等を除く 436 月の国民年金保険料を納付していることから、申立人の保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の前後の加入期間における国民年金保険料の継続的な納付の状況及び申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

中国（鳥取）厚生年金 事案 3017

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成20年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月30日から同年5月1日まで

私は、平成20年4月30日までA社に勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人のタイムカード及び同社の回答、申立人が所持する平成20年分給与所得の源泉徴収票並びに申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同年4月30日まで同社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成20年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を平成20年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金 事案 3018

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年11月2日から同年12月1日まで

私は、昭和46年11月30日までA社B工場に勤務し、同年12月1日付けで同社の子会社であるC社に転勤したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において同社B工場に継続して勤務し（昭和46年12月1日に同社B工場からC社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和46年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、ほかに保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（島根）厚生年金 事案 3019

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和45年2月1日にA社から同社のグループ会社であるB社に転勤し、1日の空白も無く勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述並びにA社及びB社の元事業主の回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和45年2月1日にA社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和45年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を

含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 3020

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月1日から同年9月1日まで
年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る給与関係資料により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届において届け出していた申立人の報酬月額を訂正する届出を失念していたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、訂正後の報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和42年12月1日から43年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を42年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月10日から43年4月1日まで
② 昭和43年10月1日から44年4月1日まで

私は、昭和42年11月10日から44年4月5日までA社に勤務したが、年金事務所の記録では、申立期間①については、厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間②については、標準報酬月額が実際の給与支給額より低く記録されている。当時の給料支払明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された給料支払明細書及びA社の回答により判断すると、申立人は、当該期間において同社に勤務し、当該

期間のうち、昭和42年12月1日から43年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和42年12月1日から43年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上述の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の昭和42年12月1日から43年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を納付したか否かは不明としているが、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と一致していることから、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和42年11月10日から同年12月1日までの期間については、上述したとおり、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことは認められるものの、給料支払明細書（42年11月分）により、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が、昭和42年11月10日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和42年11月10日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書により確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は保険料を納付したか否かは不明としており、このほかに当該保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の給料支払明細書で確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（広島）厚生年金 事案 3026

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和41年11月1日から42年1月1日まで

私の父は、昭和41年11月1日にB社から同社の関連会社であるA社に転籍したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び申立人と同様に、昭和41年11月1日にB社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、A社が厚生年金保険の適用事業所となった42年1月1日に同社における同被保険者資格を取得していることが確認できる同僚から提出された給料支払明細表により判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和42年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間に厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないが、同社の商業登記簿によると、設立年月日は41年

10月31日であり、申立人及び複数の同僚の雇用保険の加入記録により、同社には当時5人以上の従業員が勤務していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間においてA社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金 事案 3027

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月1日から42年1月1日まで

私は、昭和41年11月1日にC社から同社の関連会社であるA社に転籍したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。同じ場所で継続して勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る人事記録並びに申立人と同様に、昭和41年11月1日にC社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、A社が厚生年金保険の適用事業所となった42年1月1日に同社における同被保険者資格を取得していることが確認できる同僚から提出された給料支払明細表により判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和42年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間に厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないが、同社の商業登記簿によると、設立年月日は41年10月31日であり、申立人及び複数の同僚の雇用保険の加入記録により、同

社には当時5人以上の従業員が勤務していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間においてA社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（島根）厚生年金 事案 3028

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を26万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月14日

私がA社に勤務していた時の平成18年7月14日の賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び申立人に係る平成18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の諸資料により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、26万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（鳥取）国民年金 事案 1497（鳥取国民年金事案 100 及び 220 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から10年3月まで

義妹が、平成9年頃、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれたのは間違いないので、再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立期間（平成9年4月から10年3月までの期間及び同年6月から11年3月までの期間）に係る申立てについて、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付していたとする申立人の母、義妹等から事情を聴取できないため、具体的な納付状況は不明である上、保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情が見当たらないことなどから、既に年金記録確認鳥取地方第三者委員会（当時。以下「鳥取委員会」という。）の決定に基づき、平成20年12月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、2回目の申立てについて、申立人は、義妹が100万円を用立て、申立人が経営していた事業所が滞納していた国税を支払った後、申立人が、その残金から住民税及び当初の申立期間の国民年金保険料を支払ったとしているところ、申立人の義妹は、「当該国税を支払った記憶は無く、申立人が当初の申立期間の国民年金保険料を納付したかどうか、申立人とは全く連絡を取っていないので分からない。」と供述していることなどから、既に鳥取委員会の決定に基づき、平成22年2月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、思い違いがあったとして、当初の申立期間を変更した上で、義妹が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料、当該国税及び住民税を支払ったことに間違いなく、申立人の妻もそのことを覚えて

おり、このことを義妹に再確認してほしいとしているところ、義妹は、「申立人の申立期間に係る国民年金保険料等を支払った記憶は無い。」と供述しており、そのほかに鳥取委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（岡山）国民年金 事案 1498

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年6月まで

私は、平成8年4月頃に、A市役所において国民年金の加入手続と同時に国民年金保険料の免除申請手続を行ったにもかかわらず、申立期間が免除期間でなく未納期間とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳の記載及びオンライン記録により、当該手帳の交付及び申立人に係る基礎年金番号の付番が平成9年8月19日に行われたことが確認できる上、同年7月から10年3月までの期間に係る国民年金保険料の免除申請が9年8月6日に行われたことが確認できることから、同年8月頃に申立人の国民年金の加入手続及び保険料の免除申請手続が行われ、申立人が共済年金加入者資格を喪失した8年4月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものとみられるところ、当該加入手続時点において、申立期間の保険料について遡って免除申請を行うことはできない。

また、申立人に係るA市の国民年金保険料の収滞納一覧表、B市の国民年金マスターチェックリスト及びC市の国民年金被保険者名簿において、申立期間が申請免除期間であったことを示す記録は確認できず、これはオンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査によっても、申立人に、申立期間当時、上記の基礎年金番号以外に別の基礎年金番号及び国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間について国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3021

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 12 月 1 日まで
② 昭和 62 年 12 月 1 日から平成元年 2 月 26 日まで

私は、昭和 61 年 10 月から平成元年 2 月まで A 社に勤務し、約 28 万円の給与を支給されていた。しかし、申立期間①は厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間②の標準報酬月額の記録は 19 万円となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶する当時の役員及び複数の同僚（以下「元役員等」という。）の供述により、申立人は、当時、A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社及び同社の当時の事業主は、いずれも、「当時の資料は残っておらず、申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除等については分からない。」と回答している上、給与計算及び社会保険事務を担当していた当時の事業主の妻及び元役員等からも、申立人に支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたとする具体的な供述が得られないことから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険手帳記号番号は、昭和 62 年 12 月 3 日に新規取得処理が行われていることが確認できることから、同社は、この時期に申立人の被保険者資格取得届を行った

とみられ、同資格取得を同年12月1日とする現在の記録との間に不自然な点はうかがえない。

このほか、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、A社及び同社の当時の事業主は、いずれも、「当時の資料は残っておらず、申立人の給与の支給内容については分からない。」と回答している上、当時の事業主の妻も同様の供述をしていることから、申立人の申立期間②における給与額及び当該給与から控除されていた厚生年金保険料額について確認することができない。

また、上記の元役員に、申立期間①及び②当時、申立人と同じ給与水準であった者として記憶されている同僚は、「当時の私の給与額は、標準報酬月額記録より高額であったと思う。」と供述しているところ、当該同僚及び申立人は、当時の給与明細書等の資料を所持していないことから、給与額及び当該給与から控除された厚生年金保険料額について確認することができない。

このほか、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和60年12月10日から平成2年12月31日まで
②平成3年4月19日から同年11月23日まで
③平成4年2月4日から5年8月10日まで

申立期間①は、A社所有の船舶B、C及びDに、申立期間②は、E社所有の船舶Fに、申立期間③は、G社所有の船舶H及びIに、それぞれJとして乗船していたにもかかわらず、申立期間①から③までの船員保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する船員手帳及びA社の元役員からの回答により、申立人が、当該期間中に、船舶B及びCにJとして乗船していたことが推認できる。

しかしながら、上記の船員手帳等によると、申立人が、当該期間中に、船舶Dに乗船していたことは確認できない上、上記の元役員は、「申立人は、退職により、昭和60年12月10日に船員保険被保険者資格を喪失した後に、船員保険には加入せず海外旅行傷害保険で補償するという条件で当社と期間雇用契約を結んで乗船した。他の退職者についても同様の取扱いをしていた。また、申立人から船員保険料を控除していなかった。」と回答している。

また、A社に係る船員保険被保険者縦覧照会回答票を確認したところ、当該期間において、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

2 申立期間②及び③について、申立人が所持する乗船証明書により、申立人が、当該期間当時、船舶F、H及びIにJとして乗船していたことが推認できる。

しかしながら、上記の乗船証明書を発行したG社は、「当社は、K国内の

会社から J を探してほしい旨の依頼を受け、雇用代理店として契約手続を行っただけであり、申立人と当社間に雇用関係は無い。また、申立人は、同国内の会社に雇用されていたので、船員保険に加入していないと思う。」と回答している上、乗船証明書により、船舶 F、H 及び I の所有者は、いずれも同国内の会社であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、E 社及び G 社が、船員保険の適用事業所であったとする記録は確認できない。

- 3 申立期間①から③までについて、L 市は、「申立人は、昭和 60 年 12 月 10 日から平成 20 年 4 月 1 日まで国民健康保険に加入していた。」と回答しているところ、申立人の A 社における船員保険資格喪失日が昭和 60 年 12 月 10 日であることを踏まえると、申立人は、同資格を喪失していることを認識した上で、国民健康保険の加入手続を行ったことがうかがえる。

このほか、申立人は、申立期間①から③までの船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料を所持しておらず、ほかに船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から③までの船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3023

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 9 月 28 日から 56 年 5 月まで
② 昭和 41 年 9 月 28 日から平成 10 年 1 月 22 日まで

私は、申立期間①中において、A社又はB社、C社及びD社に順次勤務したが、それぞれの事業所における勤務期間までは覚えていない。また、E社については、同社の入社時期を覚えていないが、申立期間②中のいずれかの期間に勤務したことは間違いない。

しかし、年金記録では、申立期間①及び②において、これら4事業所に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「C社の元請け会社であったA社又はB社に勤務し、現場作業に従事していた。」と供述しているところ、C社の元事業主等の供述から、申立人が勤務していたとする「A社又はB社」は、F社又は同社の子会社であるG社であると判断される。

しかしながら、F社は、「申立人は当社に在籍していない。申立人が行っていたとする現場作業は、下請け会社に担当させていた。」と、G社は、「申立人は在籍していない。」とそれぞれ回答している上、両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する同僚を確認することができず、同名簿により、申立期間①において在籍が確認できる両社の複数の被保険者に照会しても、申立人のことを覚えている旨の回答が得られないことから、両社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C社について、同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が、同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C社の元事業主は、「当社は破産しており、当時の資料も残っていないので、申立人の在籍状況等は分からない。」と供述している上、上記の同僚も、「申立人の勤務期間は覚えていない。また、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは、知らない。」と供述していることから、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記3社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間①において、申立人の名前は見当たらず、健康保険証の番号に欠番も無い。

加えて、D社について、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにより調査したが、同社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない上、同社の商業登記簿によると、同社は既に解散し、登記簿から判明した全ての役員は、死亡又は連絡先不明であり、申立人も同僚の氏名を記憶していないことから、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人から提出されたH証明書の記載内容等から判断すると、申立人は、申立期間②のうち、少なくとも昭和59年10月頃及び61年7月頃から平成元年7月頃までの期間は、E社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、E社の事業主及び申立期間②当時、同社において厚生年金保険被保険者記録の確認できる複数の同僚並びに申立人が工事現場で一緒に作業をしていたと記憶する別の事業所の従業員二人に照会したが、事業主から回答を得ることができない上、回答があった同僚二人及び別の事業所の従業員二人は、「申立人のことを覚えているが、勤務期間までは覚えていない。また、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは、知らない。」とそれぞれ供述していることから、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間②において、申立人の名前は見当たらず、健康保険証の番号に欠番も無い。

さらに、上記のH証明書のうち1枚の記載内容から、申立人は、昭和56年9月頃から58年9月頃までの期間において、I社に勤務していた可能性がうかがわれるところ、申立人は、このことについて、「勤務先はE社であった。」と供述している上、I社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、当該期間において、申立人の名前は見当たらず、健康保険証の番号に欠番も無い。

加えて、上記同僚のうち一人は、「申立人が、J社に勤務していたことを覚えている。」と供述しているが、商業登記簿、オンライン記録及び事業所

名簿検索システムにより調査をしたが、当該事業所を確認することはできない。

その上、申立人は、昭和61年6月から平成10年1月までの期間について、K市において国民健康保険に加入していることが確認できる。

- 3 申立期間①及び②において、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3024

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 8 月頃から 30 年 5 月頃まで
② 昭和 30 年 8 月頃から 31 年 5 月頃まで
③ 昭和 31 年 8 月頃から 32 年 5 月頃まで
④ 昭和 32 年 8 月頃から 33 年 5 月頃まで
⑤ 昭和 33 年 8 月頃から 34 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間①、②、③、④及び⑤（以下「申立期間」という。）においてA社（現在は、B社）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚二人の供述及びB社の回答から、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時における当社の従業員への聴取により、申立人が当時、季節労働者としてC業務に従事していたことは分かったが、当時の資料は残っていないので、申立人の具体的な勤務期間及び厚生年金保険料の控除等については分からない。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 32 年 6 月 1 日であり、申立期間①、②及び③においては適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日である昭和 34 年 1 月 1 日以降、毎年 10 月に被保険者資格を取得し、翌年の 4 月ないし 6 月に同資格を喪失することを繰り返す被保険者が複数確認できる一方で、33 年以前の期間においては、そのような資格取得及び喪失を繰り返す被保険者は確認できないことから、同社が、C業務に従事

する季節労働者を厚生年金保険に加入させるようになったのは、34年1月1日からであったものと推測できる。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金 事案 3029（広島厚生年金事案 579、1272、1942、2180、2450
及び中国（広島）厚生年金事案 2872 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から38年6月まで

私は、申立期間当時、A社B出張所（以下「B出張所」という。）で班の帳付として働いていた。申立期間における厚生年金保険料の控除について、元労務担当者が証言をしてくれているにもかかわらず認められないことに納得できないので、再度、審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 第1回目から4回目までの申立てにおける申立期間は、申立期間①は昭和33年4月から35年10月まで、申立期間②は同年10月から36年5月まで、申立期間③は同年5月から同年10月まで、申立期間④は同年10月から38年6月までであったが、第1回目の申立てについては、i) 社会保険事務所（当時）が保管しているA社C支店及び同社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の記録は無いこと、ii) 同社本社では、当時の記録が無いため、厚生年金保険の加入の有無は不明であるとしていること、iii) 申立期間当時、申立人と同じ班で基幹要員であったとする3人は、申立人と同様に厚生年金保険の記録が無く、同社では、基幹要員であっても必ずしも厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できることなどから、既に年金記録確認広島地方第三者委員会（当時。以下「広島委員会」という。）の決定に基づき、平成21年3月26日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

第2回目の申立てでは、申立人は、i) 申立期間④当時のB出張所の労務担当者から、申立人が厚生年金保険に加入していたことを裏付ける供述が得られたこと、ii) 昭和28年の社会保険庁（当時）の通達により、基幹要員

は厚生年金保険に無条件で加入することとされたこと、iii) 同社が資格取得届を提出しないまま、厚生年金保険料を控除していた可能性があること、iv) 社会保険庁が廃棄処分した紙台帳の中に申立人の記録があった可能性があること等を主張し、再申立てを行っている。

しかしながら、i) 申立人が名前を挙げたB出張所の元労務担当者は、「原則、基幹要員は厚生年金に加入することになっており、申立人が加入していた可能性は高いと思うが、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは、はっきり覚えていない。」としているほか、新たに申立人が名前を挙げた同僚のうち、回答のあった6人からは、申立人の厚生年金保険の加入等について具体的な供述は得られず、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できないこと、ii) 申立人が同期であったと主張する4人も、申立人が勤務していたとする出張所等を管轄していた同社D支店では厚生年金保険に加入していないこと、iii) 申立人が提出した通達「国家公務員共済組合法の一部改正に伴い、国に使用される臨時職員等に健康保険法、厚生年金保険法及び日雇労働者健康保険法を適用する件」(昭和28年9月9日付け保険発第195号)の対象者は、「国に使用される者で国庫から報酬を受ける非常勤職員、臨時職員等」とされており、同社から給与を受けていたとする申立人は同通達の対象者ではないこと、iv) 申立人は、申立期間において所属していたE班の後継事業所であるF社の代表取締役であった平成7年当時、社会保険事務所から社会保険の適用除外の承認を受けていた者について、資格取得漏れとして社会保険料等の納付指導を受けた経緯があることから、A社も申立期間当時、同様の取扱いをしていた可能性があると主張するが、仮に、申立人が申立期間当時、社会保険の適用除外の承認を受けていたとしても、事業主が厚生年金保険の適用除外者の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難いこと、v) 社会保険庁が廃棄処分した紙台帳は、昭和32年9月以前の加入者の記録であり、申立人の申立期間に係る紙台帳が廃棄されたとは考え難いこと、vi) 第2回目の申立てで追加された申立期間④のうち昭和38年5月及び同年6月については、前述の元労務担当者の供述から、当該期間に申立人がB出張所に勤務していたことは推認できるものの、前記のとおり、当該労務担当者は、「申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは、はっきり覚えていない。」としていること、そのほかに広島委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に同委員会の決定に基づき、平成22年5月27日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

第3回目の申立てでは、申立人は、i) 申立期間④について、厚生年金保険料控除を示す資料としてB出張所の元労務担当者が新たに作成した文書があること、ii) 申立期間④当時の同僚で世話役であった者の名前を新たに挙げていること、iii) 申立期間①について、自身と働いていた現場は異なる

が、同期の同僚4人には、同社C支店での厚生年金保険の被保険者記録があり、申立人が勤務していた同社G出張所も同社C支店が管轄する現場であったことから、申立人のみに記録が無いのは納得がいかないとして、再申立てを行っている。

しかしながら、i) 申立人が名前を挙げたB出張所の元労務担当者が新たに作成したとする文書は、個人名により平成23年2月3日付けで作成されており、根拠となる具体的な被保険者期間や厚生年金保険料控除額等は一切記載が無く、また、同社では、当時の記録が無いため、申立人の厚生年金保険への加入の有無は不明であると回答していることなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することはできないこと、ii) 同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間④において、新たに挙げた同僚の名前は見当たらないこと、iii) 申立期間①において、同社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人と同じ班で基幹要員であった者の名前は見当たらない上、同社本社によると、申立期間①当時の同社G出張所の管轄は、時期は不明なものの、同社C支店から同社D支店に変更されていたとしている上、申立期間①当時、申立人が同社C支店で厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に広島委員会の決定に基づき、平成23年3月17日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

第4回目の申立てでは、申立人は、基本方針の「第1 基本的考え方」、「第3 判断の基準」及び「別表2」の肯定的な周辺事情の例に基づき、再度、審議してほしいとしており、特に、「別表2」の肯定的な周辺事情の例として、申立期間④に係るB出張所の元労務担当者が文書等で、「厚生年金保険料を申立人から徴収した。」と供述していることを挙げ、再申立てを行っている。

しかしながら、これまでの申立人に係る申立てに対して、広島委員会は基本方針に基づいて審議を行っており、肯定的な周辺事情だけでなく、否定的な周辺事情も含めて総合的に判断し、「明らかに不合理ではなく、一応、確からしいこと」とまでは言えないとして、年金記録の訂正は必要でないとの結論を出しており、再度、申立人が名前を挙げた申立期間④に係るB出張所の元労務担当であったとする者に聴取を行ったが、同人は申立人に係る具体的な被保険者期間、保険料控除額等を記憶しておらず、その供述内容は曖昧であり、これは申立人が主張する基本方針に基づく肯定的な周辺事情の例とは言い難いことから、既に広島委員会の決定に基づき、平成23年8月4日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

第5回目の申立てに当たり、申立人は、申立期間を申立期間①は昭和 36

年4月及び同年5月、申立期間②は同年5月から同年10月まで、申立期間③は同年10月から38年6月までと国民皆年金制度が確立され年金制度が整備されたと考える36年4月以降に限定の上、申立期間当時、申立人は、土木建築業者に雇用される基幹要員であったことから、当時の法令に従えば、当然に厚生年金保険に加入しているはずであるとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立人は、当時の法令に合わせて記録を訂正してほしいと主張するのみであり、申立人からは申立期間において給与から保険料が控除されていたことを示す新たな資料や情報の提出は無く、そのほか広島委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に同委員会の決定に基づき、平成24年3月8日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

第6回目の申立てに当たり、申立人は、申立期間を昭和36年10月から38年6月までと、厚生年金保険料控除についてB出張所の元労務担当者からの証言が得られている期間に限定の上、当該期間に申立人が勤務していたB出張所において、別の班の帳付として勤務していた同僚に記録が有るのに、申立人に記録が無いことに納得できないとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立人が申立期間当時、B出張所の元労務担当であったとする者が提出している文書は、根拠となる具体的な被保険者期間や厚生年金保険料控除額等は一切記載が無く、これは申立人が主張する基本方針に基づく肯定的な周辺事情の例とは言い難い。

また、申立人が新たに名前を挙げた同僚4人のうち、3人は既に死亡しており、残りの1人は、B出張所での勤務期間中は厚生年金保険料の控除は無かったとしているとともに、申立人の厚生年金保険の加入等についても具体的な供述は得られず、そのほか広島委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成25年7月26日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回の再申立てに当たり、申立人は、B出張所の元労務担当者の証言を重視する等により、申立期間における厚生年金保険料が控除されていたと判断すべきと従来の主張を繰り返すのみで、新たな資料や情報は無いが、これらの主張や証言等は、これまでの6回にわたる申立てに係る調査によって得られた他の関連資料及び周辺事情と合わせて、既に広島委員会及び当委員会において総合的に審議、判断がなされているものである上、ほかに、広島委員会及び当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 3030

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月1日から43年4月1日まで

私は、申立期間においてA社B支店で営業職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する社内表彰状、同僚が所持する社友会名簿及びA社の退職者に係る在籍証明等を行っているC協会の回答から、申立人は、申立期間において、A社B支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、既に解散しており、同社の清算人は、「関係資料が残っていないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入、厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している。

また、申立期間にA社B支店において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者22人に照会したところ、15人から回答があったが、そのうち複数の者は、「当時、営業職は厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」としており、別の者は、「私が入社してから数年後に、社会保険事務所（当時）からの指示により、全ての従業員が厚生年金保険に加入するようになったと記憶している。」としている。

さらに、上記の15人のうち、自身が営業職であったとする者は見当たらず、申立人と同日の昭和43年4月1日にA社B支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録となっている者のうち11人に照会したところ、回答があった6人のうち4人が営業職であったとしていることなどから、申立期間当時、同社B支店では、営業職を、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。